

議 事 日 程

平成 2 9 年 8 月 7 日

午後 1 3 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告

第 5 議 案 上 程

第47号議案 島原市貸付型奨学金奨学生の決定について

第48号議案 ふるさとにもどってこね奨学金ふるさと奨学生の決定について

第49号議案 議会の議決を経るべき議案について（一般会計9月補正予算）

第50号議案 平成29年度（平成28年度事業分）教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

第51号議案 平成30年度使用島原市立小学校教科書採択について

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 9月行事予定について

（2）その他

① 社会教育課関係使用料条例改正に伴う規則改正（案）について
（資料1～資料2）

② スポーツ課関係使用料条例改正に伴う規則改正（案）について
（資料3～資料5）

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 2 9 年 8 月 7 日 定例会

教育委員会 8月定例会 報告事項

〔7月〕

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	月	ジオパーク再認定審査員歓迎セミナー	9:00	がまだすドーム	教育長、教育次長
3	月	ジオパーク再認定概要説明	9:30	がまだすドーム	教育長
4	火	6月定例市議会 教育厚生委員会	10:00	有明庁舎議会会議室	教育長、次長、各課長、各班長
5	水	市長を囲む地域懇談会提案要望検討会	9:30	外港庁舎	教育長、教育次長
5	水	7月定例教育委員会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員・教育長・教育次長・各課長 議案審議1件及び報告事項他
6	木	6月定例市議会 予算審査特別委員会	10:00	有明庁舎議会会議室	教育長、教育次長
7	金	一般財団法人島原城振興会第2回理事会	10:00	有明総合文化会館	教育次長
7	金	第1回島原市学校事務共同実施連絡協議会	15:00	有明公民館	課長、本田主査
10	月	建設工事指名選定委員会	10:00	外港庁舎	教育次長
10	月	市内高校（もどってこねえ奨学金）	13:30	市内高校	課長、本田主査
11	火	教育長の職務を行う者の指名	16:45	有明庁舎議会会議室	市長、議長、副市長、教育委員、教育次長、各課長他
11	火	宮原前教育長への感謝状贈呈式	16:50	有明庁舎議会会議室	市長、議長、副市長、教育委員、教育次長、各課長他
12	水	6月定例市議会 閉会	10:00	有明庁舎議場	教育長職務代理者、教育次長
13	木	教育長辞令交付式	9:00	外港庁舎第1応接室	教育委員、教育長、教育次長
13	木	7月臨時教育委員会	10:00	外港庁舎会議室	教育長・教育委員・教育次長・各課長 議案審議2件他
13	木	教育長就任あいさつ	13:00	市内	教育長、課長
13	木	9月補正予算ヒアリング	13:30	下折橋庁舎会議室	班長
14	金	新旧教育長事務引継	14:00	教育長室	教育長、前教育長、教育次長
18	火	第2回長崎県都市教育長協議会（～19日）	14:00	西海市	教育長
19	水	広報編集委員会	9:00	外港庁舎会議室	課長
19	水	教育長就任あいさつ	10:00	県庁	教育長、課長
20	木	長崎新聞（新顔紹介）取材	14:00	教育長室	教育長
21	金	長崎県公立学校施設整備期成会総会	13:30	長崎市	市長
24	月	今後10年間の長期事業実施計画書局議	9:30	有明庁舎1階相談室	教育長、教育次長、課長、班長
24	月	島原市緑化推進事業本部総会	13:30	外港庁舎会議室	教育長
24	月	市長を囲む懇談会	19:00	有明総合文化会館	教育長、教育次長
26	水	島原地区3市木材利用連絡会議	10:00	島原振興局	課長
26	水	平成29年度しまばら温泉不知火まつり振興会総会	14:00	森岳公民館	教育長
27	木	企業会計研修（～28日）	10:00	長崎市	本多主任
27	木	個別施設計画作業部会	13:30	折橋庁舎	課長
28	金	辞令交付式	9:00	外港庁舎第2応接室	教育長
28	金	教育関係者歓送迎会	18:30	普明庵	副市長、議長、教育厚生委員長、教育長、教育委員他
31	月	人事管理ヒアリング	9:00	外港庁舎会議室	教育次長、課長
31	月	市長を囲む懇談会	19:00	森岳公民館	教育長、教育次長
31	月	市防災会議	13:30	有明公民館	教育長
		《付記事項》			
2	日	第30回記念志道館演武大会	9:30	有馬武道館	教育長
4	火	教育厚生委員会懇親会	18:00	雲仙	教育長、次長、各課長、各班長
12	水	宮原前教育長送別会	18:30	彦八	事務局職員
19	水	森本新教育長歓迎会	18:30	南風楼	事務局職員
21	金	西日本中学硬式野球島原大会開会式	17:30	市営球場	教育長
23	日	第8回市民親睦ソフトバレーボール大会	9:00	霊丘体育館	教育長
24	月	緑水会	12:00	普明庵	教育長
29	土	第7回西日本一般男子ソフトボール長崎県大会	9:00	有明の森運動広場	教育長
30	日	第35回森岳地区町内対抗ピンポン大会	8:30	第一中学校	教育長

月	日	曜	報 告 事 項	内 容 な ら び に 参 考 事 項
	3	月	税理士相談	9:00 市内 課長 古瀬 城臺
	3	月	学校給食費監査	14:00 有明給食センター 課長 古瀬 中村 中尾 酒井 城臺
	4	火	教育厚生委員会	10:00 有明庁 課長 古瀬 中村
	4	火	就学相談（～20日）	10:00 有明公 酒井
	5	水	事業団理事長へ説明	9:00 事業団 課長 古瀬 城臺
	5	水	PCA（給食）説明	10:00 有明庁 課長 古瀬 城臺
	5	水	定例教育委員会	13:30 有明庁 課長
	6	木	平成29年度県南保健所地区薬物乱用防止指導員協議会総会	13:30 県南保健所 横田
	6	木	小中合同科学作品展打合せ会	14:00 杉谷公 酒井
	7	金	生徒指導推進協議会	13:00 教育センター 中尾
	7	金	第1回島原市学校事務共同実施連絡協議会	15:00 有明公 課長 中村
	10	月	定例校長会	9:30 杉谷公 教育長 課長 古瀬 中村 横田 中尾 酒井
	10	月	学力調査事後説明会	13:00 杉谷公 課長 古瀬 中村 横田 中尾
	10	月	保護者教育相談	14:00 第一小 中尾
	11	火	プール監視員救急法講習会	10:00 島原消防署 横田
	11	火	市中体連理事会	13:30 二中 中尾
	12	水	定例教頭会	10:30 杉谷公 古瀬 中村 横田 中尾 酒井
	12	水	AL T担当者会	15:30 森岳公 中村
7	12	水	島原市・豊後高田市兄弟校・交流校児童会交流事業打合せ会	15:30 有明公 酒井
	13	木	発達障害児等教育支援連絡協議会	10:00 教育センター 酒井
	13	木	臨時教育委員会	10:00 復興事務所 課長
	13	木	献立作成会	14:00 有明公 城臺
	13	木	防犯パトロールパレード	14:10 アリーナ 古瀬
	14	金	子ども読書サテライト講座実行委員会	14:00 有明公 横田
	18	火	島原市・豊後高田市兄弟校・交流校児童会交流事業事前打合せ（～19日）	9:00 大分県豊後高田市 課長 古瀬 酒井
	18	火	第3回海外訪問交流事業研修会	18:00 森岳公 中尾
	19	水	道徳教育推進協議会	10:00 教育センター 中尾
	21	金	海外訪問交流事業出発式	9:00 森岳公 教育長 課長 古瀬 中村 横田 中尾
	22	土	長崎県中学校総合体育大会（～24日）	9:00 長崎 教育長 課長 中村 中尾
	24	月	教職員胃検診	8:30 有明公 横田
	25	火	海外訪問交流事業（～30日）	6:00 香港 教育次長 中尾
	25	火	中学・高校生弁論大会	12:30 復興アリーナ 課長
	26	水	定例記者会見	10:00 復興事務所 酒井
	27	木	就学相談	9:00 三会小・長寛分校 酒井
	27	木	島原市学校保健会総会	14:00 有明文化会館 教育長 課長 横田
	31	月	教職員胃検診	8:30 有明公 横田
	31	月	島原・雲仙・南島原地区中堅教諭等資質向上研修「校務運営基礎研修」	13:30 有明公 課長 横田 酒井
付記	5	水	5歳児健康診査	14:00 保健センター 酒井
	10	月	節電対策会議	9:00 有明庁 城臺
	24	月	島原防災塾運営委員会	10:00 復興事務所 横田
	24	月	島原半島ジオパーク協議会	14:00 災害記念館 酒井
	27	木	5歳児健康診査	14:00 保健センター 酒井

島原市教育委員会 8月定例会報告事項

【平成29年7月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
2	日	湯江小学校通学合宿	15:00	温泉屋敷自治公民館	喜多
2	日	杉谷地区通学合宿	15:00	杉谷公民館	喜多
3	月	社会を明るくする運動リーフレット配付	6:50	島原駅	市長、教育長、課長、喜多
3	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、稲田
3	月	島原市青少年健全育成連絡協議会役員会	18:00	霊丘公民館	課長、喜多
6	木	県社会教育主事等連絡協議会理事会	10:00	長崎市	喜多
6	木	市町青少年教育主管課長及び青少年育成市町民会議会長会議	13:30	長崎市	喜多、宮崎市青少協会長
7	金	社会教育担当者会	9:30	有明公民館	課長、喜多、松本指導員
8～9 土～日		第49回九州地区少年補導センター等連絡協議会「熊本研究大会」	13:00	熊本県玉名市	課長、早稲田相談員、上田市補連会長
11	火	島原市青少年健全育成連絡協議会総会	19:30	森岳公民館	課長、喜多、小山
13	木	公民館事務員研修会	10:45	杉谷公民館	喜多、公民館事務員7人
13	木	少年センター立入調査	15:00	市内一円	課長、喜多、吉田指導員、早稲田相談員
19	水	少年センター運営協議会	14:00	森岳公民館	教育長、次長、課長、喜多、吉田指導員、早稲田相談員
19	水	島原市人権推進会議	16:00	本庁舎	喜多
20	木	社会教育課非常勤職員面接	13:30	有明公民館	次長、課長、徳永
20	木	公募型自主事業選定委員会	15:30	有明公民館	次長、課長、徳永、吉田
25	火	社会を明るくする運動第64回中学・高校生弁論大会	12:30	島原復興アリーナ	教育長、課長、喜多
31	月	スクールキッズ開講(7地区)	8:40	各地区公民館	課長以下全員
31	月	公民館運営審議会	14:00	杉谷公民館	課長、喜多、野口
※ 各地区にて高齢者学級7回(担当:野口)・婦人学級10回開催(担当:松本)					

【付記事項】

9	日	スギタニ歌と踊りの保存会総会	13:30	杉谷公民館	徳永
14	金	「社名運動」三会地区懇談会	19:15	三会公民館	喜多
15	土	「社名運動」霊丘地区懇談会	10:00	霊丘公民館	課長
21	金	健康づくり推進協議会幹事会	14:00	本庁舎	徳永
22	土	第7回スクイまつり	12:00	新田町長浜海岸	課長
24	月	社会資本整備交付金関係打合せ	9:00	外港庁舎	課長、徳永、宇土
24	月	有明地区市長を囲む地域懇談会	19:00	有明文化会館	教育長、次長、課長
26	水	「社名運動」森岳地区懇談会	19:30	森岳公民館	喜多
27	木	島原城築城400周年事業を实行するための準備委員会	10:00	森岳公民館	課長、徳永、宇土
31	月	健康づくり推進協議会	13:30	保健センター	徳永

(スポーツ課)

[illegible]

平成29年8月行事予定表

平成29年8月7日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 火	島原市奨学金審議委員会 13:00 有明庁舎 ◎△ 市長を囲む地域懇談会(三合地区) 19:00 農村環境 改善センター ◎○		指定管理者選定委員会 13:30 外港庁舎 ○△	第2回指定管理者選定委員会 13:30 外港庁舎 ○△
2 水	例規審査委員会 13:30 外港庁舎 ○	島原市・豊後高田市兄弟校・交流校交流事業(8月4 日まで) 大分県豊後高田市 ◎△	島原図書館協議会 14:00 島原図書館 △	
3 木	島原振興局への要望活動 9:30 島原振興局 ○ 例規審査委員会 13:30 外港庁舎 ○ 第12回九州地区市町村教育委員会研修大会 13:00 宮崎市 △	平成29年度長崎県小学校社会科研究大会島原・雲 仙・南島原大会 9:30 有総文 ○	スクールキッズ閉講式 11:30 4地区公民館 △ 九州地区市町村文化財保存整備協議会総会 13:30 シーサイド島原 △	
4 金	第12回九州地区市町村教育委員会研修大会 8:30 宮崎市 △		九州地区市町村文化財保存整備協議会総会 9:00 現地視察 △ スクールキッズ閉講式 11:30 3地区公民館 △	
5 土				
6 日				
7 月	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△	社会教育担当者会 9:30 遠丘公民館 △ 定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△
8 火				安達助教スポーツ研修会 18:00 アリーナ ◎○△
9 水	市長を囲む地域懇談会(杉谷地区) 19:00 杉公 ◎ ○		島原半島文化堂3市担当部局打合せ 14:00 有明公 民館 △	
10 木	長崎県への要望活動 10:30 県庁 ○ 長崎県議会への要望活動 11:10 県庁 ○ 市長を囲む地域懇談会(安中地区) 19:00 安公 ◎ ○			
11 金	山の日	山の日	山の日	平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大会 サッカー競技(成年男子・女子) 10:30 平成多目的 広場
12 土				平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大会 サッカー競技(成年男子・女子) 平成多目的広場
13 日				
14 月				
15 火				
16 水				
17 木				
18 金				島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル 9:30 平成多目的広場 ◎△
19 土				島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル 平成 多目的広場 △
20 日	夏の体操教室 9:00 島原高校 ◎			島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル 平成 多目的広場 閉会式 13:50 △
21 月	市長を囲む地域懇談会(遠丘地区) 19:00 遠公 ◎ ○	島原市教育講演会 14:30 有明総合文化会館 ◎△		
22 火	条件付職員面接 13:30 外港庁舎 ◎ 市長を囲む地域懇談会(白山地区) 19:00 白公 ◎ ○		文化財保護行政主管課長会議 14:00 長崎市 △	
23 水		親子粘土教室 13:30 島原復興アリーナ サブアリー ナ ◎△		
24 木		学校給食会調理員説明会 10:00 有総文視聴覚室 △		
25 金		中学生海外訪問交流事業報告会 10:00 有明公民 館大ホール 市長、◎○△		平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大 会/バレーボール競技(少年男子・女子) 復興 アリーナ
26 土				平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大 会/バレーボール競技(少年男子・女子) 復興 アリーナ
27 日				平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大 会/バレーボール競技(少年男子・女子) 復興 アリーナ
28 月			長崎県社会教育研究大会 13:00 長崎市 △	島原学生駅伝実施委員会 14:00 有明公民館 ◎ ○△
29 火	平成29年度島原半島ジオパーク協議会第2回幹事 会 13:30 がほだすドーム ○			
30 水				
31 木				

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第47号議案 島原市貸付型奨学金奨学生の決定について
- 第48号議案 ふるさとにもどってこね奨学金ふるさと奨学生の決定について
- 第49号議案 議会の議決を経るべき議案について（一般会計9月補正予算）
- 第50号議案 平成29年度（平成28年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について
- 第51号議案 平成30年度使用島原市立小学校教科書採択について

平成29年8月7日 定例会

第47号議案

平成29年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について

平成29年度島原市貸付型奨学金奨学生に、別紙の者を決定する。

平成29年8月7日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例施行規則第7条第1項第1号の規定に基づき、奨学生審議委員会を経た奨学生の資格決定者について、島原市奨学金貸付条例第10条第1項の規定により、この議案を提出する。

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（奨学生の資格）

第5条 貸付型奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
- （2） 高校等又は大学等に在学している者
- （3） 経済的理由により修学が困難である者
- （4） 学業成績が良好で品行方正である者

（審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

- 2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（資格決定等）

第10条 奨学生の資格の決定等は、審議委員会の審議を経て教育委員会が決定する。

- 2 略

島原市奨学金貸付条例施行規則（抜粋）

（奨学金の対象者の要件）

第3条 条例第5条第3号又は条例第15条第3号に該当する者は、条例第3条に規定する奨学金の貸付を希望する者（以下「申請者」という。）の家計支持者（原則として法定代理人とする。）の前年の収入金額を基礎として算出した総所得金額が、教育委員会が別に定める基準以下であるものとする。

- 2 条例第5条第4号に該当する高校等及び大学等の出願者は、それぞれ次の各号を満たすものとする。
 - （1） 高校等の出願者 中学校又は高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が3.0以上
 - （2） 大学等の出願者 第1学年に在学する者は、高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が3.5以上、第2学年以上に在学する者は、在学する大学等の学習成績が教育委員会が別に定める基準以上

- 3 略

（審議事項）

第7条 審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- （1） 条例第10条の規定による奨学生の資格決定等
- （2）～（4） 略

- 2 略

- 3 略

第48号議案

平成29年度ふるさとにもどってこんね奨学金ふるさと奨学生の決定について

平成29年度ふるさとにもどってこんね奨学金ふるさと奨学生に、別紙の者を決定する。

平成29年8月7日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例施行規則第7条第2項第1号の規定に基づき、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を経たふるさと奨学生の資格決定者について、島原市奨学金貸付条例第10条第1項及び第20条の規定により、この議案を提出する。

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（資格決定等）

第10条 奨学生の資格の決定等は、審議委員会の審議を経て教育委員会が決定する。

2 略

（ふるさと奨学生の資格）

第15条 ふるさとにもどってこね奨学金（以下「ふるさと奨学金」という。）

の貸付を受ける者（以下「ふるさと奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
- (2) 大学等に在学している者（申請年度新入学した者に限る。）
- (3) 経済的理由により修学が困難である者
- (4) 学業成績が優秀で品行方正である者
- (5) 大学等を卒業後市内に帰郷し、就業する意志がある者

（ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（準用）

第20条 第7条、第8条、第10条、第11条及び第12条の規定は、ふるさと奨学金の貸付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

島原市奨学金貸付条例施行規則（抜粋）

（奨学金の対象者の要件）

第3条 条例第5条第3号又は条例第15条第3号に該当する者は、条例第3条に規定する奨学金の貸付を希望する者（以下「申請者」という。）の家計支持者（原則として法定代理人とする。）の前年の収入金額を基礎として算出した総所得金額が、教育委員会が別に定める基準以下であるものとする。

2 略

3 条例第15条第4号に該当する大学等の出願者は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 直近の独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号の試験（以下「センター試験」という。）の受験科目のうち、国語、数学、外国語の合計得点が満点の80%以上
- (2) 高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が4.3以上

(審議事項)

第7条 審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

(1)～(4) 略

2 ふるさと審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 条例第15条の規定によるふるさと奨学生の資格決定等

(2) ～(4) 略

3 略

第49号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

平成29年度島原市一般会計9月補正予算書（教育委員会関係費抜粋） 別冊のとおり

平成29年8月7日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第 5 0 号議案

平成 2 9 年度（平成 2 8 年度事業分）教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

平成 2 9 年度（平成 2 8 年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況にかかる点検及び評価については、別紙報告書のとおりと
する。

平成 2 9 年 8 月 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、平成 2 8 年度中の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ市議会に提出し、公表するものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第51号議案

平成30年度使用島原市立小学校教科書採択について

平成30年度使用島原市立小学校教科書採択（特別の教科 道徳）について議決を求める。

平成29年8月7日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条、13条第5項の規定により、平成30年度使用島原市立小学校教科書採択について提出するものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

（採択地区）

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

（教科用図書の採択）

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育書学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

第4項 第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第17条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

第5項 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

平成 2 9 年度

島原市一般会計補正予算書
(教育委員会関係費抜粋)

予算書 : P 1 ~ P10

参 考 : P12 ~ P21

第 号議案 (9 月補正)

平成 2 9 年度（平成 2 8 年度事業分）

教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況にかかる点検
及び評価に関する報告書

平成 2 9 年 月

島原市教育委員会

も く じ

1 はじめに	1
(1) 趣旨	
(2) 点検及び評価の対象	
(3) 点検及び評価の方法	
2 学識経験者の所見	2～4
3 点検・評価結果	5～9
(1) 教育委員会の活動状況	5～9
・教育委員会会議の運営・情報発信	
・教育委員会と事務局との連携	
・教育委員会と市長との連携	
・学校等教育機関に対する支援及び連携	
・教育委員の自己研鑽	
(2) 教育委員会が管理・執行する事務	10～12
・学校教育、社会教育及びスポーツに関する一般方針を定めること	
・学校その他教育機関の設置及び廃止の決定並びに敷地の選定・変更に関すること	
・県費負担教職員の任免その他進退にかかる内申に関すること	
・県費負担教職員の服務の監督に関すること	
・教育委員会の任命にかかる職員の任免その他進退に関すること	
・教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと	
・教育委員会の所管に属する委員等の任命又は委嘱に関すること	
・教育関係職員の研修の一般方針を定めること	
・教科用図書の採択に関すること	
・学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること	
・教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申し出ること	
・学校その他教育機関の工事の計画を策定すること	
・教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと	
(3) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	13～32
・学校教育に関すること	
・社会教育に関すること	
・スポーツ推進に関すること	
・教育環境に関すること	

使用料条例改正に伴う規則改正（案）

1. 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(P 1 - P 1 2)
2. 島原市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則 (P 1 3 - P 1 4)
3. 島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 (P 1 5 - P 3 4)
4. 島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (P 3 5 - P 4 6)
5. 島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則 (P 4 7 - P 6 0)
6. 島原市有明文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
(P 6 1 - P 7 2)

社会教育課関係

使用料条例改正に伴う規則改正（案）新旧対照表

1. 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（P 1－P 14）
2. 島原市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則（P 15－P 16）
3. 島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則（P 17－P 40）
4. 島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（P 41－P 54）
5. 島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則（P 55－P 72）
6. 島原市有明文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（P 73－P 89）

社会教育課関係

使用料条例改正に伴う規則改正（案）

- 1 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・ 2 ページ
- 3 島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則・・ 7 ページ
- 4 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則・ 11 ページ
- 5 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 14 ページ
- 6 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 18 ページ
- 7 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 22 ページ
- 8 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 26 ページ
- 9 島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 29 ページ
- 10 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 32 ページ
- 11 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 35 ページ
- 12 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 38 ページ
- 13 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42 ページ
- 14 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 46 ページ
- 15 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・ 49 ページ

使用料条例改正に伴う規則改正（案）新旧対照表

1	島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則	1 ページ
2	島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則	4 ページ
3	島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則	7 ページ
4	島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則	10 ページ
5	島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則	17 ページ
6	島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則	23 ページ
7	島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則	28 ページ
8	島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則	32 ページ
9	島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則	35 ページ
10	島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則	39 ページ
11	島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則	43 ページ
12	島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則	46 ページ
13	島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	52 ページ
14	島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	56 ページ
15	島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則	59 ページ

使用料条例改正に伴う規則改正（案）様式集

- 1 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・ 11 ページ
- 3 島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則・ 17 ページ
- 4 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則・ 25 ページ
- 5 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 32 ページ
- 6 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 39 ページ
- 7 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 48 ページ
- 8 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 56 ページ
- 9 島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 62 ページ
- 10 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 68 ページ
- 11 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 74 ページ
- 12 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 80 ページ
- 13 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86 ページ
- 14 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・ 93 ページ
- 15 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・ 99 ページ